会　議　録

会　議　名	令和２年度第１回東浦町景観審議会	
開 催 日 時	令和２年 10 月 14 日（水） 午後２時から午後３時 30 分	
開 催 場 所	東浦町役場　合同委員会室	
出　席　者	委　員	小松尚委員 石原弘幸委員 片山貴視委員
	事務局	神谷町長、篠田副町長、水野建設部長、山本建設部技監 川瀬都市計画課長、竹内都市計画係長、森主査、鈴木主事
議　　題 （公開又は非公開の別）	（１）会長及び職務代理の選任について（公開） （２）今までの経過報告について［報告］（公開） （３）今後の取り組みについて［報告］（公開）	
傍聴者の数	14 名	
議論内容 （概要）	議題の議論内容については、別紙のとおり	
備　　考		

議題（１）【会長及び職務代理の選任について】資料１－１及び１－２

事　務　局：　東浦町景観審議会規則（以下、規則という。）に基づき、会長は委員の互選により定め、職務代理は委員のうちから会長が指名するものとする。
また、規則に基づき、会長が会議の議長となる。
会長の選任方法は、推薦の方法でよろしいか。

委　　員：　異議なし。

事　務　局：　推薦をお願いします。

委　　員：　学識経験者である小松氏を推薦する。

事　務　局：　小松氏を会長としてよろしいか。

委　　員：　全員一致で了承。

会　　長：　推挙により会長を務めます。
職務代理について、石原弘幸氏を指名する。

職 務 代 理：　指名により職務代理を務めます。

議題（２）【今までの経過報告について】資料２－１及び２－２

事　務　局：　今までの経過報告について説明

東浦町の景観事業歩み

平成 24 年度

・景観法に基づく景観行政団体になり景観行政事務を開始

平成 25 年度

・景観計画策定に向けてのワークショップを開催及び景観に関するアンケート調査を実施
・景観講演会を開催

平成 26 年度

・東浦町景観計画検討委員会を設置し委員会を開催
・ぶどう畑の景観に関する意見交換会の開催

平成 27 年度

・景観計画に関するパブリックコメントを実施
・東浦町景観計画検討委員会を開催
・景観シンポジウム及びフォト＆エッセイコンテストを開催

平成 28 年度

・東浦町景観計画策定
・東浦町景観条例に関するパブリックコメントを実施
・東浦町景観条例議会可決
・景観まちづくり委員会発足しまちづくり委員会を開催
・景観まちの絵コンテストを開催

平成 29 年度

・東浦町景観条例及び規則施行

・大規模行為の届出業務を開始
・愛知県と共催で景観シンポジウムを開催
・景観まちづくり委員会を開催

平成 30 年度
・明徳寺川重点区域候補地区についての意見交換会を開催
・景観について町長との住民懇談会を開催
・名城大学による緒川地区まち歩き調査及びアンケート調査の実施
・景観共感プロジェクト（藤塚公園の枝払い）を実施
・景観コンテストを開催
・景観まちづくり委員会を開催

令和元年度
・議員発議による景観条例廃止条例上程（12 月議会）
・景観条例反対署名運動（12 月）
・明徳寺川重点区域候補地区についての意見交換会を開催
・景観まちづくり委員会を開催
・景観共感プロジェクト（生路森井戸の清掃）を実施
・名城大学による生路地区まち歩き調査及びアンケート調査の実施
・景観コンテストを開催
・産業まつり出展

令和２年度
・森岡ぶどう組合へあいさつ
・半田市へ景観アドバイザー制度等についての聞き取り
・景観まちづくり委員会を開催

議題（３）【今後の取り組みについて】資料３

事　務　局：　今後の取り組みついて説明

景観計画の策定や運用、共感プロジェクト等において、様々な取り組みを行ってきたが、昨年度の 12 月議会における景観条例廃止議案の上程及び景観反対署名活動を受け、まだまだ住民の皆様に景観が浸透していないという現状があると同時に、今回のことをきっかけとして関心を持っていただいたと感じている。

これを受け、住民の方の声を聴くこと、丁寧な説明や情報提供、住民の方への浸透、行政の景観への取り組み、運用やルールの見直しを今まで以上に行うとが課題と考える。

課題解決に向けた今後の具体的な取り組み案として、運用やルールの見直しを行っていきたい。

・明徳寺川周辺重点区域候補地区について
反対署名者の方からの意見聴取や法的規制がかからない形での方法

の検討等

・森岡ぶどう畑について

具体的な取り組みや助成事業の検討等

・まちづくり委員会やアドバイザー制度について

委員会の在り方やアドバイザー制度の仕組み等の検討

・事前協議及び届出やガイドブックについて

事業者への周知や色彩の検討等

・景観普及活動について

景観を身近に感じていただけるようなイベントの開催、地元住民の方と協働した取り組み等により景観への興味関心や共感を広げていきたいと考えている。

事　務　局：　今後の具体的な予定としては、11 月に令和２年度第２回景観まちづくり委員会を開催し、課題解決に向けた取り組みについて詳細な議論を行っていきたいと考えている。

会　　長：　これまでの経緯と今後の課題の２点について説明があった。まず、これまでの経緯について委員からご意見ご質問いただきたい。

建築物及び工作物が景観を考えるときの対象となっているという理解で良いか。

事　務　局：　建築物及び工作物以外でも、景観形成に影響があるため大規模行為については事業者と協議している。

会　　長：　東浦町の大半は農地や緑地という市街化調整区域である。建築物と自然景観をセットで考えるエリアもあると思うがどうか。

事　務　局：　東浦町は東西に市街化区域が分かれている。また地形の起伏が多く、中央に農地が広がっている。こうしたエリアに建築物等の行為を制限するものではないが、周囲への景観配慮をお願いしている。

会　　長：　建物の建築や開発行為は、自然や農地に比べ変化が分かりやすいため議論になりやすい。

東浦町は、起伏のある土地に農地が張り付いており四季折々の変化が景観を作っている。これは重要な景観要素と感じる。

ぶどう組合との話し合いの件があったが、農地は東浦の景観資産と考える。開発と景観の折り合いをどうつけるか、農地を景観計画でどう位置付けるか大事である。

知多半島のイメージとして、ため池がある。ため池が作っている風景は知多半島の共通の風景であり、時間を経て作られた風景である。生活をしている風景も景観と捉える必要を感じる。

会　　長：　大規模行為の中の良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れのある行為とは何か。

事　務　局：　土地の形質の変更や木竹の伐採、土石の堆積等である。

委　　員：　明徳寺川周辺や森岡ぶどう畑を景観形成重点区域候補地区（以下、候補地区）にしているのはどのような経緯か。

事　務　局：　ワークショップやアンケート調査を基に、東浦町の特徴ある風景と捉え、選定し景観計画に掲載したものである。

委　　員：　この２地区以外に候補地区の指定を考えているのか。

事　務　局：　景観計画では明徳寺川、森岡ぶどう畑、生路郷中及び緒川屋敷も候補地区としている。しかし、あくまでも候補である。候補地区については今後、住民の方と意見交換をしながら考え進めていきたい。

委　　員：　候補地区について、住民の方から指定は困るという声もある一方で、素晴らしい景観という声もある。

　開発したい場合、景観条例が足かせになるという反対意見もある。この事業を進めるのであれば住民の方との意見調整が重要である。

委　　員：　まちづくりは行政だけでなく事業者や住民の方がベクトルを合わせて進めていく必要がある。全員賛成というのは難しい。また賛成者の声は届きにくい。コンセンサスをとる努力が足らなかった部分があるのかもしれない。反省点としては何が考えられるか。

事　務　局：　景観について総論は賛成であるが、自分のこと(地権者等)になると受け入れていただくのが難しくなる。まずは丁寧に説明しご意見を聴いていきたい。また、反対署名者の代表者の方とも情報共有を行っている。

委　　員：　景観は主観があり難しい。できるだけ多くの方に納得してもらう必要がある。

会　　長：　行き過ぎた行政指導とは具体的にどのようなことか。

事　務　局：　景観計画や条例に基づき協議しており、あくまでも景観への配慮はお願いであるが行き過ぎた指導と捉えられたと感じている。

会　　長：　景観のアドバイスには難しい面がある。誰に対する（事業者や設計者等）助言なのか。特に事業者に向けた助言は、事業者の予算や希望があるため難しいと感じる。

会　　長：　次に、これからの取り組みについてご意見等お願いします。

　景観アドバイザー制度について具体的な案はあるのか。

事　務　局：　正式な案ではないが、近隣の半田市を参考にしながら検討している。景観アドバイザー（以下、アドバイザー)、事業者、行政が直接対話をする三者協議の場を設けて運用していきたいと考えている。まちづくり委員会にも意見を聴きながら検討していきたい。

会　　長：　アドバイザーから助言をもらうタイミングが大事となるが、協議をするタイミングについてどう考えているか。

事　務　局：　本来は基本設計の段階ぐらいで事前協議していただけるとありがたいと感じている。そのため、初期段階の敷地調査等で来庁された際に景観について説明するよう努めている。

会　　長：　某市でアドバイザーを務めたことがある。その際に、仕上げの色が何色なら適合となるのか。という助言を求められたことがある。これは設計の最終段階であり、その時点では色の配慮しかできない状況にあると言える。本来はもっと様々な要素を考える必要があると考える。

東浦町景観形成ガイドブックに建物の形態について記載がある。これは建築設計の初期段階でないと協議できない。決まった後で設計を変更することは難しい。

制度としてアドバイザーはいると良いが、助言のタイミングにより適切な助言とならない場合がある。どのタイミングでどのような助言をするかが建築設計とセットになっていないと有効な助言とはならず、また受け手が納得する助言にならない。このような事情が行き過ぎた指導と受け取られることもあるのではないか。

委　　員：　緒川の黒塀のある街並みを残したいがだんだん減っている。

老朽化した建物を補修して残すのか、取り壊すのか課題となる際に利活用が争点となる。ただ建物を残すだけではなく利活用を考える必要がある。

景観についても残す理由や将来を考えて取り組む必要がある。

委　　員：　今後の取り組みについて、提示されている案が解決できればうまくいくとは思うが実際は難しい。これからの努力が大事と感じる。どれだけ行政が汗をかけるのかが大事である。

会　　長：　街並みは連歌のようなものであり、良いものには良いものが続く。良いものを続けていくためには、専門的な評価だけでなく地域レベルや行政レベルで褒め合うことが必要である。最近の景観表彰は専門家によるものではなく、市民目線で評価するものがある。市民目線で自分のまちの風景を発掘しながらいいねと褒め合い機運を高めていくことも大事である。

建物のデザインコントロールも必要であるが、自然環境が生みだす四季や祭りなどの市民活動が作り出す風景（生活景）も貴重な景観要素である。ハード面だけでなく生活が豊かであることが大事である。生活とアクテビティをセットで考えること。

裾野の広い活動に繋がると良い。

委　　員：　大規模行為について条例で事前協議をする必要があるが、全ての案件について事前協議をしているのか。

事　務　局：　屋外広告物以外は事前協議を行っている。

委　　員：　事前協議の際に事業者に行政指導をしているのか。

事　務　局：　指導ではなく話し合いをしている。

委　　員：　様々な考え方がある中で多くの人が納得することは難しい。

次第４【その他について】

事　務　局：　今後の景観審議会の開催については、一定期間で今回のような報告をするとともに、良好な景観の形成に関する事項について調査及び審議が必要な際に開催したいと考えている。

事　務　局：　以上で本日の会議を終了します。ありがとうございました。